変更箇所を下線にて表示しています。追加部分には<追加>と記載しています。

四日市市立八郷西小学校PTA会則

第3章 機構

第5条 本会に次の役員、委員を置く。

(6) 委員 (a) 学級委員 各学級に12 (各学年で委員長を1名置く)

第4章 会 議

第10条 本会の会議を次に区分する。

(1)総 会:毎年年度初めに開催し、役員の改選、事業報告・方針、決算・予算、会則の改正、 その他の議事を審議し、出席会員の過半数の同意により決議する。

また、必要ある場合は臨時総会を開催することが出来る。

尚、会員が集まることができない場合等、会長が必要と認めた場合は書面等に よる総会を行うことができる。

付 則

第3条 専門部は次の2部とするが、都合により部を設置し、または変更することができる。

(1) 活動推進部

(2) 広報部

平成 2 2年 3月 5日 第5条 (8) 追記 平成 2 7年 4月 2 5日 付則 第3条 一部改正 令和 3年11月30日 第5条(6)、付則 第3条 改正 第10条 (1) 追記

PTA本部役員に関する内規

(7) 原則、本部役員は市P連役員・地区委員・学級委員を兼ねないが、これに該当しない場合がある。

<追加>

(11) PTA 会長が市 P 連ブロック長、副ブロック長を兼務した場合、任期 2 年と同様の扱いとする。

平成22年 3月 5日 (5) - (a) -①

(5) - (a) - 2(1), (2)

(7)一部改正、(9)追記

令和 2年 5月28日 (10) 追記

令和 2年11月20日 -推薦立候補削除

令和 3年11月30日(7)改正、(11)追記

市 P 連役員に関する内規

(8) <u>原則、</u>市 P 連役員は P T A 本部役員・地区委員・学級委員を兼ねないが、<u>これに該当しない場合がある</u>。

<追加>

(12) PTA 会長が市 P 連ブロック長、副ブロック長を兼務した場合、任期 2 年と同様の扱いとする。

平成22年 3月 5日 市 P 連役員に関する内規追記

平成27年 4月25日(5)(a) ③ 一部改正

(5) (a) - 23

令和 2年11月20日

- 推薦立候補削除

令和 3年11月30日 (8)改正、(12)追加

専門部に関する内規

(1) 地区委員及び学級委員は、次のとおり専門部に所属する。

専門部	地区委員	学級委員
活動推進部	各地区委員	_
広 報 部	t	各学級1名

(8)活動推進部については毎年部長、副部長、補欠の3名を選出する。四日市市交通安全保護者会連 合会においては部長を専任とする。

尚、四日市市交通安全保護者会連合会において会長に当選した場合のみ、副部長を部長、補欠を 副部長とする。(選出対象となるのは数年に一度)

平成22年 3月 5日(1)(b)(c)(d) 一部改正

(7) 追記

平成23年 1月14日(1) (c)(e) 一部改正

平成27年 4月25日(1) (a)(b) 一部改正

平成31年 4月20日(8)追記令和 2年11月20日(1)一部改正令和 3年11月30日(1)(8)改正